

公安委員会 説明資料No. 1	クロスボウの所持等の在り方に関する 有識者検討会の開催について	令和2年9月10日 生活安全局
--------------------	------------------------------------	--------------------

1 趣旨

令和2年6月、兵庫県宝塚市において、クロスボウを使用して3人を死亡させ、1人に重傷を負わせる殺傷事件が発生した。クロスボウが使用された刑法犯事件の検挙件数は、平成22年1月から本年6月までの間で23件あり、そのうち、殺人、殺人未遂等の人の生命・身体を害する罪の事件は13件と約半数を占める。このほか、同期間において、クロスボウの使用等に関して、9件の特別法犯事件が検挙されている。

このような現状を踏まえ、クロスボウの所持等の在り方について、各方面の専門家による検討を行っていただくもの。

2 有識者委員

- 江田 明弘 公益社団法人日本PTA全国協議会副会長
- 奥本 一法 一般社団法人全日本クロスボウ協会会長
- 木村 光江 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
- 清永 奈穂 株式会社ステップ総合研究所所長
- 鈴木 範夫 日本ボウガン射撃協会常任理事
- 高崎 玄太郎 弁護士・T&Tパートナーズ法律事務所
- 藤原 静雄 中央大学大学院法務研究科教授

(敬称略、五十音順)

3 警察庁出席者

- 生活安全局長
- 長官官房審議官（生活安全局担当）
- 生活安全局保安課長

4 検討課題

クロスボウの所持等の在り方について

5 今後の予定

- 令和2年9月23日（水）に第1回検討会を開催。
- 令和2年末までに合計4回程度開催し、報告書を取りまとめる予定。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>令和2年秋の全国交通安全運動 の実施について</p>	<p>令和2年9月10日</p> <p>交通局</p>
<p>1 実施期間 9月21日(月)から同月30日(水)までの10日間</p> <p>2 主催 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体</p> <p>3 運動重点</p> <p>(1) 全国重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保 ○ 高齢運転者等の安全運転の励行 ○ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止 <p>(2) 地域重点 地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定めることができる。</p> <p>4 10～12月における交通死亡事故等の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡事故件数が増加傾向となり、薄暮時間帯の構成率が上昇 ○ 業務・通勤目的で運転中の死亡事故は7～9月と比較して薄暮時間帯で増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4～6時台、16～18時台の歩行者及び自転車死亡事故の増加が顕著 ○ 日没後1時間の横断中歩行者の死亡事故件数が7～9月と比較して倍増 <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道以外での横断時が約8割を占め、うち歩行者の約7割に法令違反あり ○ 日没後1時間の自転車の死亡・重傷事故件数も7～9月と比較して増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出会い頭事故が半数を占め、うち自転車の約8割に法令違反あり <p>5 警察における重点的取組 新型コロナウイルスの感染状況等に留意し、感染予防対策をとりつつ、下記の項目を中心に、交通安全教育や各種イベント等による広報啓発と交通指導取締りを始めとする街頭活動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 早めのライト点灯、反射材用品等の着用促進 ○ 横断歩道の通行と横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 自転車利用者に対する法令違反の危険性の周知と全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨 		

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>台風第10号に伴う 警察活動等について</p>	<p>令和2年9月10日 警備局</p>
<p>1 人的被害の概要（9月10日午前8時00分現在） 死者 2人(佐賀1、鹿児島1) (宮崎県椎葉村において安否不明者4人を捜索中)</p> <p>2 政府の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 9月3日午前11時30分、官邸情報連絡室を設置 ○ 9月6日午前9時40分、官邸対策室を設置 <p>3 警察の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 9月6日午前9時40分、警備局長を長とする災害警備本部を設置 ○ 被災が予想された県警等で約23,000人体制を事前に準備 ○ 5県（長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）に警察庁からリエゾンを派遣 <p>4 警察活動</p> <p>(1) 救出救助活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災以降1都2府7県から延べ約1,400人の警察災害派遣隊を被災地に派遣 ○ 7都府県（警視庁、埼玉、神奈川、滋賀、京都、大阪、奈良）の部隊約480人を広島県警察学校等及び近畿管区警察学校に前進待機 ○ このうち、大阪府警部隊は、宮崎県内の安否不明者の捜索に従事 <p>(2) 航空警察活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大時13府県14機の警察ヘリを集中運用 ○ このうち3県（滋賀、兵庫、香川）の部隊は前進待機 ○ ヘリテレによる情報収集、安否不明者の捜索 <p>(3) 交通対策（9月10日5時00分現在）</p> <p>九州を中心に、高速道路の通行止め（現在全て解除済み。最大時20路線26区間）、一般道路（国道・県道）の通行止め（36路線。最大時24県483路線）、信号機の滅灯（現在全て復旧済み。累計17県1,034基が滅灯・倒壊）等の状況。鹿児島、長崎県警察等が、交通の集中する交差点における交通対策等を実施</p>		